

第3章 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現

1 環境負荷低減のまちづくり

都市像	3	未来はぐくむ「環境実践都市」の実現	
	31	環境負荷低減のまちづくり 地球温暖化やオゾン層破壊をはじめとする地球規模での環境問題の深刻化と、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムへの反省から、自然環境の保全と都市の発展とを両立させる持続可能な活動の推進が国際的な緊急課題となっており、地域社会にもその対応・対策が求められています。 環境負荷への低減に向けて、大気環境や水環境などの保全を図るとともに、廃棄物のリサイクルやエネルギーの効率的な利用による循環型社会の構築を積極的に推進します。 日常生活や生産活動の中で、廃棄物・ごみの量を減らすリデュース（reduce）、繰り返し使うリユース（reuse）、再加工して原材料として利用するリサイクル（recycle）の3Rを基本とした貴重な資源の有効活用に取り組みます。 限りある資源の有効活用と効率的なエネルギー利用に向けて、公共施設における省エネルギー化を推進するほか、市民や事業者の取り組みに対する支援を進めます。また、新エネルギーの活用や雨水利用の促進といった環境共生技術の導入を促進します。 さらに、騒音・振動などへの環境対策の充実を図ることにより、市民が健康で安心して暮らせる生活環境の確保を図ります。	
	施策	311 環境保全の推進 目指すべき姿 ・大気、水、土壌等の環境が良好な状態に保持され、人の健康の保護と生活環境の保全がなされています。 ・事業者や市民による省エネルギー、太陽光発電等の新エネルギーの活用など、環境に配慮した事業活動やライフスタイルへの転換が進んでいます。 ・市有建物に太陽光発電設備等の新エネルギーシステムや省エネルギー機器、雨水利用等の環境共生技術の導入が進んでいます。 ・環境教育・環境学習により、市民一人ひとりが環境問題に対する理解を深め、地球にやさしい事業活動、環境保全のための意欲が増進し、自主的・積極的に行動しています。 将来計画 1 良好な地域環境の確保 2 地球環境の保全 3 環境に配慮した行動の確立 施策の取組状況まとめ 良好な地域環境の確保に関しては、「茨木市生活環境の保全に関する条例」を平成21年4月に施行し、同条例をはじめ公害関係諸法規の効果的な運用に取り組んだことにより、公害発生を未然に防止できている。その成果は、大気・水などの一般環境の状況にも反映されており、環境監視項目において概ね環境基準を達成している。 地球環境の保全に関しては、公共施設へのエネルギー適正利用の促進を図るため、太陽光発電システムの設置、LED照明の導入や空調機器の効率的な運用等に努めたほか、市民や市内中小企業者への太陽光発電システムや燃料電池などの新エネルギー・省エネルギー設備の導入補助の取組を効果的に行ってきた。 環境に配慮した行動の確立に関しては、環境教育ボランティアによる市民を対象とした講座や自然観察会を開催するなど、様々なテーマで環境教育・環境学習を行ったほか、環境家計簿の普及、省エネナビや緑のカーテンモニターを募集するなど、市民・事業者の環境配慮行動の促進に努めるとともに、市自らも「エコオフィスプラン いばらき」に基づき環境に配慮した行動の率先実行に努めている。 施策全体を見たとき、環境の「保全」は、良好な環境状態を維持することを目標としていることから、環境悪化を防止する取組を継続させることが肝要であり、また、市民の環境意識への高まりや環境問題の視点の多様化によって、今後も新たな展開が予想されることから、環境の保全に向けた施策を引き続き推進する必要がある。	

関連課 環境政策課、環境保全課、建設管理課、建築課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
良好な地域環境の確保		・環境の主要な構成要素である大気、水、土壌、地盤、音などを良好な状態で保全するとともに、有害化学物質等の新たな環境リスクへの適切な対応に努めます。	B
地球環境の保全		・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題対策及びヒートアイランド対策として、市・市民・事業者のすべてが、地域における活動や国際的な取り組みの推進に日常的に努めます。	B
		・市有建築物の新築時には、採算性、市民啓発効果、その他設置効果等を検討した上で、新エネルギーシステム、省エネルギー機器等の導入を推進します。	B
環境に配慮した行動の確立		・市・市民・事業者が適切な役割分担のもとに協働して、事業活動及び日常生活において環境に十分配慮するなど自主的に行動することにより、環境教育・環境学習の推進、環境配慮行動の促進に努めます。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像 3 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現		
	施策	312 資源の循環利用の促進
	目指すべき	・ごみの発生量が減少しています。 ・ごみの再資源化率が上昇しています。 ・し尿収集体制が対象世帯数に応じて再編されています。 ・公共工事には、リサイクル材が優先して採用されています。
	将来計画	1 ごみの減量化・再資源化の取り組み 2 処理施設等の活用 3 市有建築物についての環境負荷低減の取り組み
	施策の取組状況まとめ	ごみの減量化・再資源化の取組は、平成18年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成19年4月から、ごみ袋の透明化、資源物の品目別収集及び古紙類の収集・再資源化を開始するとともに、月5トン以上の多量排出事業者に対して、減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出の義務化を図った。また、3R推進キャンペーンの実施や小学生を対象とする出前講座の実施など、ごみ減量化の啓発や環境学習を行い、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化に努めてきた。 平成24年3月には、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行い、家庭系ごみのさらなる減量を図るため、古布及び化粧品びんを資源物に追加するとともに、粗大ごみを大型・小型に区分した新たな分別収集を平成26年4月から実施する。また、事業系ごみに関しては、搬入ごみ検査の実施による不適正ごみの持ち込み防止や、多量排出事業者の対象範囲を月3トン以上に拡大して廃棄物の発生抑制などの指導を行い、ごみの減量化・再資源化に努めた。 なお、ごみ処理施設の活用については、経費削減のために省エネ機器の導入と設備改造を実施するとともに、運転方式を変更して発電効率を高めたことで売電による歳入が増加しているほか、平成19年度から中間改修工事を実施して延命化を図った。 また、し尿収集については、収集箇所が点在していた市街地において、収集区域の再編により効率化を図った。 建築物に係る環境負荷低減の取組については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の適正運用や巡回パトロールの実施、さらには「茨木市公共工事に係る環境配慮手順書」に基づく取組により、資材リサイクルの促進に努めるとともに、市有建築物の長寿命化を図るため、耐震補強工事の計画的実施や耐久性に優れた材料の採用を進めたほか、民有建築物に対しても、長期優良住宅・低炭素住宅認定制度の活用により、長寿命化と環境負荷の低減に努めた。 現在は民間においてもスマート・コミュニティなどの事業取組が始まっており、本市としても、循環型社会の実現に向け、今後とも更なる施策を推進する必要がある。

関連課		環境政策課、環境事業課、審査指導課、建築課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
ごみの減量化・再資源化の取り組み		・家庭系ごみについては、広報誌等による啓発や廃棄物減量等推進員により、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めるとともに、新たな分別収集の方法や、ごみ収集・処理にかかる費用負担のあり方についても検討します。	B
		・事業系ごみについては、事業者責任の明確化と分別排出の促進を図るとともに、処理費用の適正な負担割合について検討します。	B
処理施設等の活用		・ごみ処理施設については、高温溶融処理方式の特性を活かし、残渣の再利用や熱利用による発電を継続するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。	B
		・し尿の収集・処理については、公共下水道が整備されていない地域において、今後も継続して実施します。	B
市有建築物についての環境負荷低減の取り組み	（１）公共工事に対する資材の再資源化の促進	・公共工事について、今後も分別解体による資材の再資源化に努め、コンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材、残土等のリサイクルを促進します。	B
	（２）建築物に対する長寿命化の促進	・市有建築物の外壁、屋根、内装等について、耐久性の高い材料の採用に努めるとともに、耐震補強が必要な建物には補強工事を実施し、建物の長寿命化を図ります。さらに、新築・増築の設計時においても建物の長寿命化に配慮した設計に努めます。	B

2 良好な環境の保全と創造

都市像	3 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現
	32 良好な環境の保全と創造 施策の大綱 うるおいとやすらぎに満ちた日常生活を送る上で必要不可欠な自然環境を保全するとともに、市民レクリエーションや景観面、防災面などに配慮した緑の配置と誰もが親しめる美しい都市環境づくりを進めます。 本市の北部地域や丘陵地域には、自然公園や保安林、近郊緑地保全区域などに指定された豊かな緑が存在します。これらを中心とした都市近郊の森林や身近な里地里山は、市民のレクリエーションの場、多様な野生生物の生息空間として、また、慣れ親しんだ自然景観、田園景観としても貴重であり、その保全を図ります。 市民生活にうるおいとやすらぎを提供する公園・緑地については、市街地における豊かな緑環境づくりに向けた整備と適正配置に努めます。また、市、市民、事業者が一体となって公有地や民有地の緑化を推進するとともに、安威川、茨木川、佐保川、勝尾寺川の河川や元茨木川緑地、茨木鮎川線をはじめとする道路を、水と緑の軸としたネットワーク化を念頭に関連事業の連携により整備を進め、日常生活においていつも緑を感じることでできるまちづくりを進めます。 魅力あふれる都市景観づくりについては、産業活動や市民生活を反映して創出される地域の個性や文化の香り漂う景観の保全・創造に努めます。商業・業務系を中心とした地域での活気あふれる賑わいのある街並み景観の創出と、居住地域での緑豊かで親しみがある落ち着いた景観づくりを進めます。
	施策 321 うるおいのある緑と水辺の形成 目指すべき姿 ・北摂山系の自然生態系及び里山景観が保全され、多様な生物種が保全されています。 ・季節を実感する都市自然及び緑の景観が形成されています。 ・水と緑の資源、歴史・文化的資源、自然体験空間及び野生生物の生育空間がネットワークとして構成されています。 将来計画 1 豊かな自然環境の保全・創出と活用 2 緑の都市空間の保全・再生・創出 3 緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築 施策の取組状況まとめ 都市公園については、西河原公園（総合公園化）の拡張整備、彩都西公園の供用、岩倉公園（近隣公園）の整備などを進め、市民一人当たりの公園面積は4㎡を超えた。法で目標の6㎡/人には達していないが、整備は相当進捗している。一方で、長期未着手公園については、その必要性、整備の緊急性を判断し、今後見直すこととしている。 山間部等においては、大阪府が自然公園として指定した区域を中心に「茨木市里山保全構想・基本計画」を策定し、保全、整備を図っている。 また、安威川ダム周辺整備（水と緑の整備を基本、ワークショップ開催中）や新名神整備等の効果を活かした総合的な魅力向上策の検討を進めている。 市民等による取り組みを進めるため、山間部では、里山保全への参加（里山センターの整備、森林サポーター養成講座の実施）支援、上記里山保全構想、基本計画を策定し、ボランティアと協働により推進した。 市街地部を中心に、生け垣助成、花と緑の街角づくりなどの施策を実施、そのほか、イベント等で花と緑のまちづくりに対する意識向上につながる取り組みを実施した。

関連課		農林課、都市政策課、北部整備推進課、公園緑地課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
豊かな自然環境の保全・創出と活用		・北摂山系においては、生態系の維持や水源涵養、防災、景観の保全、自然体験の場等の整備を進めます。	B
		・農地、雑木林、水辺等の様々な自然資源を有する里地・里山で、地域文化の伝承と多様な生物の生育空間と田園空間の保全を進めます。	B
		・ダム湖周辺や第二名神自動車道の建設計画において自然環境や生態系の保全に配慮し、水と緑の地域資源を活かしながら、魅力ある景観を形成し、レクリエーション拠点として質の高い空間の形成に努めます。	B
緑の都市空間の保全・再生・創出	(1) 都市近郊の緑地の保全	・鉄道沿線、高速道路、インターチェンジ等における緑化を促進します。	B
		・リバーフロントの景観の創出を図り、市民の憩いとふれあいの場の整備を推進します。	B
	(2) 身近な緑の保全・整備	・道路、歩道、公園、広場などの身近な公共空間の緑の保全を進め、緑の街路や水辺の整備、及び寺社林の保全を図り、ふれあいや憩いの場の貴重な自然を守ります。	B
	(3) シビックセンターの緑の景観の創出	・地域の公共空間、都市施設、歴史的施設、民有施設など、中心市街地の多様な機能を総合的に結ぶ公園的整備と活用を進めます。	C
		・立体都市公園や借地公園の整備を進め、地域住民主体の緑のまちづくりを進めるとともに、沿道や街角におけるワークショップ等により、まちのガーデン化を進めます。	B
緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築		・北摂山系や里地里山の多様な自然資源、河川やダム湖等の水辺空間、寺社林や雑木林等の貴重な緑、公園・緑地を結ぶネットワークの整備を進めます。	C
		・中心市街地の緑化空間や歴史的建造物、文化施設、アメニティ施設を巡る小回遊ルート、近郊の緑地、森、田園、水辺等を巡る中回廊ルート、北摂山系を巡る大回遊ルートとこれらを連携させるネットワークの整備を進めます。	D

都市像 3 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現		
施策	322 都市景観の保全と創出	
	目指すべき姿	・都市景観は市民にとって身近なものである、という共通の理解が深まっています。 ・行政と市民が一体となって、長期的に景観整備に取り組んでいます。 ・都市景観整備基本要綱に基づく都市景観整備地区の指定が拡充されています。 ・高質な公共空間と民有地の利用とが一体となった都市景観が広がり、そこでは、公共部分の管理も民間が行うなど、公民が協力して景観づくりが進んでいます。
	将来計画	1 魅力的な景観の創出 2 推進体制の確立
	施策の取組状況まとめ	4次総計策定時は、景観法が制定されておらず、茨木市都市景観整備要綱による取り組みを前提に記載している。H16の景観法の制定に伴い、景観行政団体として、法に基づく景観計画を策定し、景観条例の制定・施行を行っており、法に基づく景観行政を進めている。 また、多く発生していたマンション紛争の状況を踏まえ、周辺地域との調和を図るため、都市計画高度地区を変更し、絶対高さ制限を設けるなど、制度、運用で大きな進展をみた。なお、高さ制限については、単に高さを抑えるというのではなく、周辺に配慮した建築物に対する制限緩和措置を設けており、良好な計画を誘導するインセンティブを内包した制度としている。 また、地区計画や景観協定等を活用して、用途だけでなく屋根の形、テレビアンテナの設置制限などきめ細かなルールを定め、地区の特性を活かした環境を維持、形成している。 H25年1月には、大阪府から事務委譲を受け、屋外広告物に関する事務を市において行っている。

施策	322	都市景観の保全と創出	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
魅力的な景観の創出		・大規模建築物等に対する景観面からの指導を更に推進し、全市的な建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観の創出を図ります。	B
		・都市景観整備地区の指定と拡充を図り、地区の特性を活かした景観づくりを進めます。彩都についても、都市景観整備地区の拡充を図ります。	B
		・公共施設の建設に際して、オープンスペースを確保し、質の高いデザインや周辺の景観や環境との調和に努めます。	B
推進体制の確立		・大阪府及び近隣市町との情報交換や技術交流などを通じて、北大阪地域の調和と個性ある景観の保全と創出に努めます。	B
		・ゆとりとうるおいのある環境づくりを目指して、公共空間と民間空間が一体となった良好な街並みの形成を誘導します。	B
		・良好な街並みを、市民共有の空間として市民と連携しながら保護・育成します。	B
		・市街地開発において、土地所有者等と連携して、建築物の用途、形態などをあらかじめ定め、地区計画制度を積極的に活用します。	B
		・美観誘導を積極的に推進するため、表彰制度を拡充するとともに、都市景観の質的向上に向けて、継続的な広報・啓発活動及び市民参加の促進を図ります。	B

